

# 特定非営利活動法人(NPO法人) カサ デ オリーバ

## 目的

この法人は、精神障害者と健常者の交流・親睦を深める場を提供しながら、地域社会の中で障害者の生活圏を拡げ、自然に社会参加できる形態を創るため、利用者の運営参加を基本に、生涯学習・生きがい・やりがい等、意識の昂揚を図ることを目的とします。

## 沿革

- 平成7年 村松いづみ氏の自宅を開放し、  
精神障害者の支援事業を開始
- 平成12年10月 特定非営利活動法人の認証
- 平成14年10月 精神障害者社会復帰訓練施設へ
- 平成21年4月 共同生活援助事業を開始
- 平成22年4月 就労継続支援B型事業を開始

特定非営利活動法人  
**カサ デ オリーバ**  
Casa de Oliva

164-0012 中野区本町5-35-9

03-5340-8898 (TEL/FAX)  
<http://www.c-oliva.com/>



- ◎ JR中野駅南口から  
→京王バス（新宿西口行き【宿45】または  
渋谷駅行き【渋63】）に乗り、  
→ 十貫坂上バス停下車（徒歩2分）
- ◎ 東京メトロ丸の内線 新中野駅下車  
1番or2番出口より、徒歩6分

※お気軽にお問い合わせください  
(TEL/FAX) 03-5340-8898

心の病いを持たれる方と  
その家族を支え  
一緒に歩いてゆきます

心の病い

医療機関

薬

家族の理解

地域の理解

## ポイント

- 4つの支えが再発と病状の悪化を防ぎます
- 自分の病気を認める事が回復へのステップ
- ゆっくりと、あせらずに



## ご協力をお願い

寄付のご協力をお願い致します。

(正会員)年会費 12,000 円

(賛助会員)一口 5,000 円より



特定非営利活動法人カサ デ オリーバ

## 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

### 就労継続支援B型事業 (精神障害者共同作業所)

事業者番号:1311400939(H22. 4. 1~)

#### 通所訓練(原則として平日)

- 店舗形態(喫茶店)の作業  
(接客、厨房、会計、菓子作りほか)
- 自家製品の販売・軽作業、その他  
通所訓練は、働く上での基本的ルールを身に付け、集中力・持続性・理解力・判断力・協調性・自発性を養い、生活のリズムを調整し社会復帰を目指すことを課題とします。

#### 交流(年数回)

- 地域イベントへの参加  
地域市民との交流を図り、社会参加と生活圏を拡げることを目的とします。

#### その他(面談、プログラムなど)

- 食事会、遠足、合宿、レクリエーションほか  
集団場面での対人関係を調整・学習しながら、親睦を図り、知識や技能を身につける場です。
- 個人面談、 家族面談



### 共同生活援助支援事業 (精神障害者通過型グループホーム)

事業者番号:1321400127(H21. 4. 1~)

#### 入居について

入居にあたって、所定の審査・検討があり、医師の意見書等の情報提供を要します。

①面接・見学 → ②受入検討会 → ③決定  
→ ④訓練等給付申請 → ⑤入居

#### 入居条件

- 入院治療の必要がない精神障害者であって、通院治療を継続している方
- 食事・服薬・清潔等、身の回りのことのできる方
- 日中活動(作業所通所、就労等)が継続中の方
- アルコールや薬物の依存症でない方
- ルールの守れる方
- 期間内での退居が見込まれる方



#### ドッグカフェ カサテオーバ

施設内の「喫茶カサテオーバ」は、通所訓練をされている障害者の方々が中心となって運営しています。(生じた利益は通所者工賃として全額支給)ワンちゃんも入れるドッグカフェとなっております。是非一度おいでくださいませ。

## 自立支援・啓蒙事業

(会費・寄付・助成金で運営されています)

#### 総合相談

- 面接相談(秘密は厳守いたします)  
(土・日・祝日を除く11~18時。要予約)
- 精神障害を持たれる方、そのご家族
  - 病気かどうか知りたい
  - 受診を迷っている
  - ストレス、対人関係による精神的な悩み  
ほか

#### コミュニケーションプログラム

- 地域市民・企業・学生等のボランティアや企業実習等の受入
- 他団体・施設・地域市民との交流・地域イベントへの参加(食事会・調理・野外行事など)
- 家族会(月1回開催)、精神障害者の家族のための情報交換・勉強会

#### その他の活動

- 貸しスペース  
(ダンス教室・会議・パーティーなどに)  
平日は18時以降、土・日・祝日は全日ご利用できます。要予約(金額はご相談ください)。
- ショートステイ  
・一時的に宿泊援助を受ける必要が生じた場合  
・ひとり暮らしをするために必要な訓練として